

東彼杵町中期財政計画

計画期間 平成23年度～平成27年度



平成23年6月

長崎県東彼杵町

I はじめに

2009年夏の総選挙で、「無駄使いの根絶」と「埋蔵金の活用」によりマニフェストの実行を国民に約束した現政権与党ですが、行政刷新会議による「事業仕分け」は財源捻出効果が小さく、掲げた政策の実現に黄色信号が灯り、また、デフレ脱却・若年層を中心とした厳しい雇用情勢の改善などにも効果的な一手が打てないままという状況が続いています。さらには少子・高齢化・生産年齢人口の減少が進む中、持続可能な社会保障制度に対する国民の信頼は瓦解しており、不安と閉塞感が社会を覆っている現状です。そして、これに追い討ちをかけるように2011年3月11日に歴史上類を見ない大震災が東北地方において発生し、これに伴う電力供給の制約や原油価格高騰の影響で政府が当初見込んだ国内総生産の実質及び名目成長率は修正を余儀なくされると思われます。震災復興に係る負担は国民全体で担うべきものですが、これによって地方財政にどのような影響が及ぶかについては現在のところ不透明です。

国の地方政策については、小泉内閣時代の「三位一体改革」に伴う地方交付税の大幅削減による危機的状況からは幾分か脱却したものの、縮小の時代の中で都市部への消費・人口の流出は加速するばかりで、地方の格差も拡大しつつある現状です。また、昨年閣議決定された「地域主権戦略大綱」において法令による地方自治体への義務付けの見直しに伴う公営住宅・道路・保育所などの施設整備基準等の改定やひも付き補助金の一括交付金化に言及がなされていますが、その具体的内容については不透明な部分が未だ多く残っています。

東彼杵町においては、平成12年度に決算規模がピークを迎えた後、過去の投資の累積により平成13年度末には普通会計ベースで80億円を超えた町債残高や硬直化しつつあった財政状況に歯止めをかけるべく平成18～22年度を計画期間とする第Ⅰ期中期財政計画を策定し、集中改革プラン及び第4次行政改革大綱と一体的に、事務事業の改革を行った結果、計画年度中の実質単年度収支は引き続き黒字を保つことができました。町債残高についても計画最終年度(H22年度末)で66億円台へと減少する見込みです。このように第Ⅰ期計画においては、歳入・歳出の一体改革を行いながら、持続的・安定的なサービスを提供するため将来へ向けての体力をある程度蓄えることができましたと言えます。

しかしながら、本町においては、人口減少・少子高齢化対策を始め、企業誘致施策の充実、ソフト事業の充実、住宅政策、公共下水道政策など課題が山積しています。

限りある財源を何に使い、将来東彼杵町をどのような町にしていくか、町民の皆さんと一緒に考えながら課題を解決していく前提として、健全な財政体質の構築が不可欠です。したがって、現状の検証及び現時点での中期的な財政の見通しを立てるため、第Ⅰ期計画に引き続き、東彼杵町第Ⅱ期中期財政計画(平成23～27年度)を策定しました。

本計画は、国の政策の変化、経済情勢、そして何より将来あるべき町づくりの方針に応じて随時修正を行っていきます。計画過程においては、町民の皆さんをはじめ、多くの方々に改革の痛みを伴うことも予想されます。新たな問題や課題に的確に対応できるよう持続性と計画性を持ったまちづくりの実現に向けて、町民皆さんの御理解と御協力を頂きながら行財政の推進を行っていきたく思います。

平成23年6月

東彼杵町長 渡邊 悟

Ⅱ 中期財政計画の概要

Ⅱ-1 改革プランの基本的考え方

平成 18 年度から平成 22 年度にかけての第 I 期中期財政計画においては、「東彼杵町行政改革大綱(第 4 次)」及び「新行政改革指針(集中改革プラン)」と相まって、財政規模のスリム化を図り、変化する情勢に対応できる体質改善を行ってきました。その結果、歳出面では成果を挙げることができましたが、歳入面から見ると長期にわたる景気・雇用情勢の低迷の影響から法人・個人ともに町民税は伸び悩んでおり、また、少子・高齢化社会が急速に進む中、昨年行われた国勢調査で本町の人口が大幅に減少したことから、頼みの綱の地方交付税も減少していくことが見込まれます。

さらに、介護保険、後期高齢者医療及び公共下水道などの特別会計への繰出金の増大が確実であり、これを実質的に支える一般会計が今後危機的な財政状況になることも想定しなければなりません。そこで、医療・介護・福祉などについて町民の皆さんが安心してサービスを受けられるまちづくりを実現するために必要となる財源の確保を目的として、本計画において数値目標等を掲げながら「東彼杵町行政改革大綱(第 5 次)」と併せて着実に実行及び評価を行うこととします。

Ⅱ-2 計画の基本方針

- ① 人口減少、少子高齢化などにより縮小する歳入規模に見合った財政構造への転換を図り、今後は投資よりも医療・福祉に要する経費が増大することを念頭に置きながら、「齢をとっても、障害があっても住み続けられるまち」を目指し、持続可能な行政サービス実現に向けた財政基盤の確立を図ります。
- ② 定員管理による人件費抑制、事務事業費の削減など、内部管理費の削減に取り組みます。また、事務事業の成果や優先度等を評価・検証し、行政コストの削減を図ります。
- ③ 企画・立案を重視し、ソフト事業の充実により町の活性化を図ります。
- ④ 歳入確保については、企業誘致対策並びに宅地分譲を中心とした町有地売却を柱とします。また人口減少に歯止めをかけるべく、庁舎内全体で連携して対策に取り組みます。
- ⑤ 行政サービスのあり方を引き続き見直し、町民やボランティアとの連携、民間活力の活用など、種々の手法を検討しながら、町民との協働のまちづくりを推進します。
- ⑥ 町職員みずから、現状を厳しく受けとめ、前例踏襲からの脱却を図り、常に自分に何ができるかを考え、町民の視点に立った行政コスト意識の徹底を図ります。

Ⅲ 中期財政計画の個別方針

本計画で今後執るべき財政運営上の個別的な方針を次のとおり示します。財政の中期的見通しと、改革による効果目標額等を定めています。効果目標額については、基準年度を平成 21 年度決算とし、平成 21 年度決算額と本計画各年度の差額とします。ただし、人件費についてはベースアップや共済費の伸びがあり基準年度を設けての比較が困難であるため、前年度との差額を効果目標額とします。

内部管理経費の削減・事務事業の見直し、投資的経費の見直しと財源の確保対策、それぞれに目標を定めての健全化対策をかかげています。

この方針をもとにした「財政収支計画」及び「財政見通しの算出要領」を、別紙 1～2 に示しています。また、個別方針等を根拠とした詳細項目として「計画期間中に取り組む普通建設事業」、「地方税の見込み」及び「公債費及び町債残高の推移見込み」を、資料 1～3 に、さらには、東彼杵町の過去からの財政運営の分析を行った資料として「東彼杵町の過去及び現在の財政状況の検証」を資料 4 に示しました。

Ⅲ-1 内部管理経費の削減 と 事務事業の見直し

次のような、内部管理経費の削減努力により、行政コストの削減を図ります。費用対効果や行政の責任範囲の再検討と、公平性に配慮して事務事業を見直し、事業の選択と重点化を行います。また、民間委託・管理の導入検討も引き続き積極的に進めます。

① 人件費

平成 18 年度から平成 22 年度までの第 I 期中期財政計画においては、団塊の世代の大量退職がありました。これに対しては新規採用職員を極力抑え、現業からの任用替を行うことにより人件費削減を行いました。この結果、職員数は第 I 期計画前(H17 年度末)の 92 人(一般職 81 人、現業職 11 人)から平成 22 年度末には 81 人(一般職 77 人、現業職 4 人)となっていて、ピーク時の平成 12 年度に 781 百万円であった人件費は第 I 期計画前の平成 17 年度には 695 百万円、平成 21 年度には 627 百万円となっており、類似団体の人件費と比較すると 52.9%と低い数値となっています(平成 21 年度決算)。

平成 23 年度から平成 27 年度までの 5 年については、既に職員数や人件費が類似団体と比較して少ない現状であるため、住民サービスの確保の観点からも、一般職については、これ以上の大幅な職員数削減は行わない予定としています。ただし、現業職員については、正規職員による補充を行わず、職員数増を抑制することとしています。

※本計画の後期にまとまった退職がありますが、現業職員の不補充により計画最終年度には計画初年度より職員数を 4 名減の 81 人にする予定です。

※職員数の減や退職者と新規採用者の人件費の差額などにより計画年度中の削減効果額目標を 71 百万円とします。

【参考:本計画における職員数の推移】

(単位:人)

		H22 末人員	H23	H24	H25	H26	H27	H23~27 計	H27/H22
一 般 職 員	一般職計	77	80	80	80	79	79	-	102.6%
	増 減	退職	△1		△1	△4	△3	△9	
		新規採用	3		1	3	3	10	
		任用替	1					1	
現 業 職	現業職計	4	5	5	5	3	2	-	△50.0%
	増 減	退職				△2	△1	△3	
		新規採用	2					2	
		任用替	△1					△1	
合計	81	85	85	85	82	81	-	△100.0%	

(各年度の人員は、年度当初4月1日現在における人員の、前年度人員との差。現業職員の補充は、臨時または嘱託職員で対応する計画です。)

【人件費の目標効果額】

(単位:百万円)

	H23	H24	H25	H26	H27
各年度の抑制効果額	△1.9	0	5.9	39.5	23.7
各年度の効果累計額	-	△1.9	4.0	43.5	67.2

② 物件費

物件費については、第 I 期計画策定前の平成 17 年度には42百万円でしたが、旅費の見直しや印刷製本費及び消耗品費の削減などを行った結果、平成 21 年度には 38 百万円となっています。

物件費も人件費と並んで類似の他団体と比較すると低い値となっており(※類似団体を 100%とすると 49.9%、平成 21 年度決算値)これ以上の削減はなかなか難しいところもありますが、経常的なものを中心に引き続き削減努力を行います。

※議員・職員の研修旅費の必要性、在り方を検討し見直します。

※平成 23 年度から電算関連機器の管理方法の見直しを行い、電算費の縮減を図ります。

※文化ホール自主事業、社会教育事業、ふれあい祭り等の、行政が担っている各種イベント事業を検証し、民間主導での実施の在り方を含め、経費の検討見直しを引き続き図ります。特に歴史民俗資料館の運営のあり方については計画初年度(平成 23 年度)中に民間委託を含めて検討を行います。

※小中学校や社会教育施設の管理・維持経費の削減と、公園管理や支所機能の在り方を検討し、経費削減を図ります。

※光熱水費や消耗品など、日常業務経費の節減を行います。

【物件費の目標効果額】

(単位:百万円)

	H23	H24	H25	H26	H27
各年度の抑制効果額	4.3	4.5	4.7	4.9	5.0
各年度の効果累計額	4.3	8.8	13.5	18.4	23.4

③ 補助費等

各種団体等への補助金については、第Ⅰ期計画中に交付基準の明確化を図り、目的が達成されたもの、組織が形骸化したものなど、継続・廃止・簡素化等の検討を行い、社会福祉協議会運営補助金、遠距離通学費補助金等の削減を行いました。

※納税組合補助金及び商工振興事業補助金についてのあり方を計画初年度中に検討します。

④ 他会計繰出金

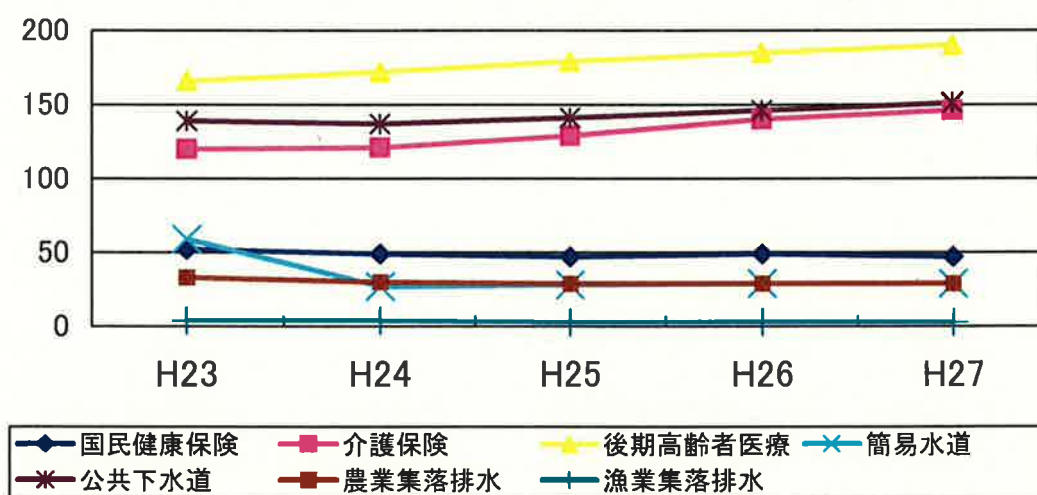
本町の歳出の特徴として、特別会計への繰出金の占める割合が高いことがあげられます。下のグラフに本計画年度中の各特別会計への繰出見込額の推移を掲げていますが、後期高齢者医療及び介護保険などの各事業会計は、給付費の伸びが原因となり、一般会計からの補てん額は右肩上がりとなる見込みです。

また、公共下水道事業については、平成34年度まで進捗する事業であり、特に借入金残高の累積により今後繰出金は増加することが見込まれます。これら繰出金の削減は、なかなか困難なところもありますが、町民各自の疾病予防や介護予防意識の啓発・向上など、関係機関が協力して医療費や介護給付費を抑制する取り組みを行い、また公共下水道事業計画については、庁内での検討会議を開催し、経済性などを考慮した見直しを行うことで財政負担を少しでも軽減できるよう取り組みます。

その他公営企業会計では、経営改善による事業の効率化に努め、繰出基準額の範囲を見極めながら、最小限の繰出額となるよう努力します。

【参考:本計画年度中における各特別会計への繰出金見込額】

(単位:百万円)



Ⅲ－2 投資的経費の見直し

投資的な経費については、「資料1」に「本計画年度中に取り組む主な普通建設事業費」を掲載していますが、現在の予定では本計画年度中に継続して行ってきた事業の多くが終了となる見込みです。

普通建設事業費については、第Ⅰ期計画中に新規事業を抑制し、そのほとんどが継続して行っている道路改良事業でしたので平成15年度以降は10億円台前半で推移してきました。今後も道路改良や公共施設改修などの公共事業は、財源や緊急性を考慮しながら中長期的な視点に立って実施し、事業の実施にあたっては、公共下水道事業などの特別会計も含めたところで町全体としてのインフラ整備について、事業規模の適正化を図ることとします。

※普通建設事業全体としては、計画年度中概ね10億円以内の事業費とすることを目安とします。

※補助事業については、補助事業であるからといって安易に採択することなく、一般財源の負担や後年度の維持管理経費等を含め検討し、重点配分に努めます。単独事業についても緊急度、費用対効果及び起債の交付税措置などを考慮します。

※一般会計のみならず、他の公営企業会計の投資的経費を含めた町全体でのインフラ整備にかかる事業費の管理を行います。

Ⅲ－3 財源の確保対策

歳入の確保については、引き続き町税の収納対策強化を図り、滞納の解消に努めます。また、課税客体確保については住宅用土地の分譲を中心として、町有地売払を推進し新たな財源確保に努めるとともに、交通の要所としての本町の地理的優位性を生かし、工業団地の拡大検討及び企業誘致を一層進め、雇用の確保、さらには税収の増加につなげる対策に取り組みます。

① 税収等の確保

※滞納処分(差押)を強化し、差押物件のインターネット公売を検討します。

※口座振替による納付を推進し、コンビニ収納の導入を行えるシステム作りを計画初年度中に行います。

※長崎県地方税回収機構との連携で引き続き滞納整理を行います。

※囑託徴収員の雇用により早期滞納者の解消に努めます。

② 受益者負担の適正化

※新地方公会計制度に基づく事業別・施設別行政コスト計算書の作成を行い、適正負担の検討により、負担金・使用料・手数料等の適正な見直しを行います。

③ 町有財産の売却

※町有地の売却については、これまで主に未利用地の売却による歳入確保に重点を置いてきましたが、今後は、住宅用用地としての売却にシフトし、定住促進施策と併せた売却を促進します。

【参考:町有地私下計画】

H23	H24	H25	H26	H27	計画年度中計
4,724千円	8,672千円	18,658千円	17,600千円	17,571千円	67,225千円

④ 企業誘致施策の促進

※新たな課税客体の確保として、企業誘致の推進は非常に重要な施策の一つです。平成20年度からは未曾有の不景気のため町民税法人分は落ち込んでいるとはいえ、第I期計画中に安定した財政運営を行うことができた要因の一つは県工業団地立地企業の法人税割や固定資産税の伸びでした。

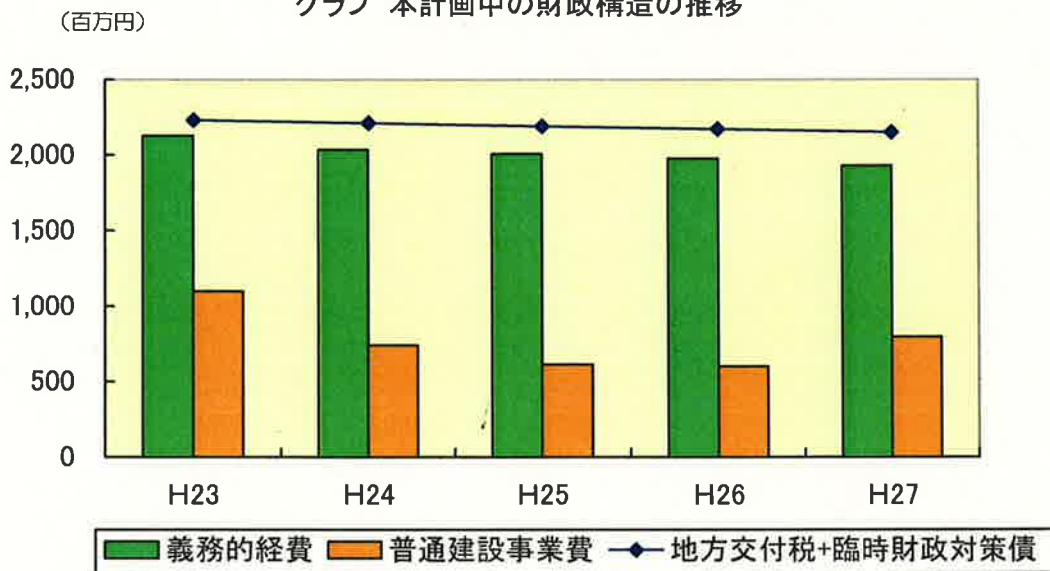
本計画年度中に新たな団地に係る用地取得や造成などを行い、新規立地企業の受け入れ態勢を整えます。

⑤ 基金の活用

※財政調整基金及び減債基金については、町財政の健全運営のために活用するものですが、その他特定目的基金については、今後の事業実施の有無等を再検討し、財源調整分としての活用を図れないかの検討を行っていきます。

IV まとめ

グラフ 本計画中の財政構造の推移



	H23	H24	H25	H26	H27
地方交付税等(百万円)	2,230	2,210	2,190	2,170	2,150
義務的経費 (百万円)	2,127	2,032	2,005	1,973	1,928
普通建設事業費 (百万円)	1,099	742	613	601	797

(地方交付税等=普通交付税・特別交付税・臨時財政対策債 義務的経費=人件費・扶助費・公債費)

7頁には、別紙1「中期財政計画における財政の見通し」を基にして主な収支をグラフ化したものを掲載しています。

内容を総括すると、現時点での見通しでは、第Ⅰ期計画中あるいはそれ以前から行ってきた人件費・物件費を中心とした歳出削減効果や、公債残高の計画的な抑制などが一定の成果を上げたため、本計画期間中の5年間については、財政調整基金等の取崩を行わない収支均衡した財政運営を概ね達成できる見込みです。ただし、本計画においては、期間中に過去から継続して行ってきた道路改良などの事業の多くが完了することを前提としていますので、東彼杵町の将来の町づくりのためハード、ソフト面で今後新しい施策を展開する場合はさらに財源が必要となりますし、また、歳入面から見ると、町税などの自主財源に乏しく、地方交付税に多くを依存している財政体質ですので、過去の「三位一体改革」のような地方交付税が大きく削減される事態に直面した場合は、通常ベースでの収支計画が立てられない状況にもなりかねません。したがって、地方財政計画における国の地方交付税配分の動向などを慎重に分析する必要があります。

町のお金の使い道について言うと10～15年前くらいに顕著だった資産形成を中心とした支出から今後は、少子・高齢化にともない介護保険や後期高齢者医療などの社会保障給付を中心とした支出にシフトして行かざるを得なくなっていますので、これらの特別会計を実質的に支えている普通会計が健全な財政運営を行うことが大前提となってきます。医療、介護及び福祉など町民生活に不可欠な行政サービスを継続的かつ安定的に供給しながら、将来世代のための町づくりを行うためにも、本計画を着実に実行しながら社会情勢の変化に応じ本計画の改訂及び修正を図り、引き続き行財政改革に取り組んでいきます。

健全な行財政システムの確立には、町民の皆さんと行政が一体となった協働のまちづくりが必要となります。町民の皆さんには、より一層の御支援と御協力をお願いします。

別紙 1

中期財政計画における財政の見通し

1. 歳入

(単位:百万円、%)

区分	22年度	23年度		24年度		25年度		26年度		27年度		H27/H22
	決算見込額	計画額	対前年比	計画額	対前年比	計画額	対前年比	計画額	対前年比	計画額	対前年比	
町 税	716	684	△ 4.5	702	2.6	709	1.0	714	0.7	709	△ 0.7	△ 1.0
地方譲与税	64	63	△ 1.6	65	3.2	65	0.0	65	0.0	65	0.0	1.6
各 交 付 金	106	106	0.0	105	△ 0.9	105	0.0	107	1.9	109	1.9	2.8
地方交付税	2,144	2,030	△ 5.3	2,005	△ 1.2	1,980	△ 1.2	1,960	△ 1.0	1,940	△ 1.0	△ 9.5
臨時財政対策債含む	2,409	2,230	△ 7.4	2,210	△ 0.9	2,190	△ 0.9	2,170	△ 0.9	2,150	△ 0.9	△ 10.8
使用料・手数料	72	78	8.3	78	0.0	78	0.0	78	0.0	78	0.0	8.3
国県支出金等	1,021	1,041	2.0	761	△ 26.9	703	△ 7.6	720	2.4	910	26.4	△ 10.9
繰 入 金	163	164	0.6	70	△ 57.3	70	0.0	70	0.0	70	0.0	△ 57.1
町 債	541	592	9.4	429	△ 27.5	369	△ 14.0	308	△ 16.5	299	△ 2.9	△ 44.7
臨時財政対策債除く	276	249	△ 9.8	229	△ 8.0	169	△ 26.2	108	△ 36.1	99	△ 8.3	△ 64.1
そ の 他	246	288	17.1	130	△ 54.9	130	0.0	130	0.0	130	0.0	△ 47.2
合 計	5,073	5,046	△ 0.5	4,345	△ 13.9	4,209	△ 3.1	4,152	△ 1.4	4,310	3.8	△ 15.0

※注:平成23年度計画額は地方交付税の留保財源を反映させているため当初予算額と異なります。

2. 歳出

(単位:百万円、%)

区分	22年度	23年度		24年度		25年度		26年度		27年度		H27/H22
	決算見込額	予算額	対前年比	計画額	対前年比	計画額	対前年比	計画額	対前年比	計画額	対前年比	
人 件 費	630	676	7.3	640	△ 5.3	640	0.0	610	△ 4.7	595	△ 2.5	△ 5.6
扶 助 費	550	607	10.4	598	△ 1.5	600	0.3	602	0.3	604	0.3	9.8
公 債 費	919	844	△ 8.2	794	△ 5.9	765	△ 3.7	761	△ 0.5	729	△ 4.2	△ 20.7
物 件 費	400	462	15.5	395	△ 14.5	393	△ 0.5	392	△ 0.3	390	△ 0.5	△ 2.5
補 助 費 等	530	552	4.2	485	△ 12.1	483	△ 0.4	481	△ 0.4	478	△ 0.6	△ 9.8
普通建設事業費	970	1,099	13.3	742	△ 32.5	613	△ 17.4	601	△ 2.0	797	32.6	△ 17.8
繰 出 金	582	664	14.1	580	△ 12.7	596	2.8	621	4.2	634	2.1	8.9
そ の 他	300	142	△ 52.7	111	△ 21.8	119	7.2	84	△ 29.4	83	△ 1.2	△ 72.3
合 計	4,881	5,046	3.4	4,345	△ 13.9	4,209	△ 3.1	4,152	△ 1.4	4,310	3.8	△ 11.7

3. 収支計画での資金不足への対応

(単位:百万円)

区分	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	備 考
財政調整基金取崩額	0	0	0	0	0	0	
減債基金取崩額	1	0	0	0	0	0	
財調・減債基金残高	625	626	627	628	629	630	

※ 資金不足については、本計画年度中に継続して行ってきた普通建設事業で終了するものが多く、現時点では今後の新規事業が未定であることなどから財政調整基金等の取崩は見込んでいません。ただし、依存財源である地方交付税や経済・雇用情勢により左右される町税並びに今後の新規事業の一般財源負担など流動的な要素があるため、本計画の改訂及び見直し時に必要に応じて修正を加えることにします。

4. 財政指標の推移の見込

(単位:百万円、%)

区分	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	備 考
財政力指数	0.275	0.260	0.262	0.264	0.265	0.268	
経常収支比率	85.0	85.0	86.0	86.0	85.0	85.0	
将来負担比率	80.0	78.0	75.0	74.0	73.0	71.0	
実質公債費比率	16.2	15.8	15.6	15.8	15.8	15.8	
地方債現在高	6,616	6,490	6,221	5,914	5,543	5,188	
その他特定基金残高	1,052	960	940	930	890	850	

別紙 2

中期財政計画における財政の見通しの算出要領

歳入

項目	算出根拠	歳入確保等の内容
町 税	各税目ごとに収入見込み額を試算。①法人分については、エコカー補助金や家電エコポイント制度の終了に伴う影響を考慮し23年度計上は前年比△25%程度でその後は緩やかな回復を見込む。②固定資産税は立地企業の減免分を考慮し試算。	①滞納処分(差押)を強化し、差押物件のインターネット公売の実施を図る。②口座振替による納付を推進し、23年度中にコンビニ収納の導入を行い収納率向上を図る。③嘱託徴収員の雇用により早期滞納者解消に努める。
地方譲与税	平成22年度決算見込額を基に地方揮発油譲与税及び自動車重量譲与税を計上、平成21年度決算からほぼ横ばいでの推移を見込む。	
各交付金	利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、地方消費税交付金、ゴルフ場利用税交付金、自動車取得税交付金、地方特例交付金などをH22年度決算見込額からほぼ横ばいでの推移を見込む。	
地方交付税	H22年度国勢調査人口の減により、計画初年度は臨財債を除いたところでも前年比△5%程度を試算。その後は毎年△1%程度での推移を見込む。	地方交付税は算定ルールによる計算の積み上げで決まるのではなく、地方財政計画で地方の歳入・歳出の総額が決まり、その中で地方交付税の総額が決まるため、算定ルールの正確な把握に努め地方交付税の予見可能性を高める。
使用料・手数料	H21年度決算額を基に算出、住宅使用料はH23年度より地域活性化住宅分の若干の増を見込む。また、教育使用料も若干増を見込んだが、オフワーク手数料について加入者の減があり、H23以降は総じて横ばいと見込む。	①教育センター、文化ホール使用料については施設予約システムの充実により利用者の増加を図る。②歴史民俗資料館についても民間委託を含めた検討を行い、ソフト事業の充実による利用者増を図る。
国県支出金等	国庫支出金、県支出金について事業費補助金を除く通常ベースの見込額に加え、H23年度以降の主要な普通建設事業で見込まれる補助金を上乗せして計上。	
繰入金	その他特定目的基金からの繰入金の予定される額を各年度に計上。	
町 債	資料4の「本計画年度中に取り組む主な普通建設事業」などを基に起債発行予定額を試算。臨時財政対策債はH23年度予算計上額200百万円をベースに見込む。	
その他	分担金・負担金、財産収入、寄附金、繰越金、諸収入をH22年度見込額を基に計上。	町有地の売却収入については、住宅用地を主にH23の5年間で計67百万円を見込んだ。

歳出

項目	算出根拠	経費節減等の内容
人件費	H23年度予算額を基礎に、本計画で示した職員数の削減や、ベースアップ等を試算して計上。	中期計画の人員費での個別方針による職員数の推移に基づき、計画年度中に予想される退職者に係る人員費の減と、任用替や、新規採用者数の増分による所要額を各年度に計上した。
扶助費	H22年度決算見込額を基礎にし、少子化による保育所運営補助金の減や障害介護給付費の増を見込んで計上。	
公債費	町債の借入済額と、今後の借入見込額から償還見込額を試算。(利率はH23年5月現在)	毎年、普通交付税の算定終了後に繰上債の任意繰上償還を検討し、出来得る限り将来の財政負担を減らすとともに、実質公債比率の低下を図る。
物件費	平成21年度決算額及び平成23年度当初予算額を基に経常経費を中心に試算した。	①平成23年度からの電算機器管理方法の見直しによるリース料等の削減。②平成23年度から歴史民俗資料館の運営方法の見直しによる削減。③その他、消耗品費や光熱水費、印刷製本費などのなお一層の経費節減を図る。
補助費等	H21年度決算額及び平成23年度当初予算額を基に、試算するが、東彼地区保健福祉組合負担金については、人口減による人口割分の減少を考慮した。	①単独での主要な補助金削減(町商工振興事業補助金・納税組合補助金など)。②その他団体の補助金については計画初年度を基準として最終年度に△5%の削減を図る。
投資的経費	今後見込まれる主要な普通建設事業計画を基に試算。	
繰出金	各特別会計の繰入見込額を基に算出した。	
その他	維持補修費、積立金、貸付金等のH21決算額及びH22年度決算見込額を基礎にして計上。	